仕様書

本仕様書は、大阪市計画調整局(以下「当局」という。)が購入する次の物品について適用する。

1 案件名称

PDF 編集ソフトウェア買入

2 使用目的

行政オンラインシステム等により提出された PDF データについて、申請者への説明のため書き込むことを目的とする。

3 基本機能

- (1) PDF のページ編集、文字編集、画像編集ができること。
- (2) PDF から Microsoft Word および Excel に変換できること。
- (3) ペンタブレットを接続して PDF に書き込みができること。
- (4) 測定ツール(距離・周囲・面積)を備えていること。

4 動作環境

- (1) Microsoft Windows 11 に対応していること。
- (2)後述の「10 当局 PC 環境」PC①~③にインストールでき、かつ使用できる製品であること。

5 導入形態

- (1) クラウド型サービスでないこと。
- (2) 定額を支払うことで利用し続ける権利を得るサブスクリプション型は不可とし、契約更新・契約 期間のない買い切り型であること。
- (3)ソフトウェアのインストールは、インターネット接続によるダウンロード型でなく、メディア(DVD) によるものであること。

6 サポート体制

- (1) 国内サポート体制があること。
- (2) 利用開始日から5年以上のサポート期間があること。
- (3) サポート期間中は無償で回数制限なくインターネット及び電話によるサポートが受けられること。

7 数量

ライセンス 14本

インストールメディア 必要数 (ライセンス 14本のインストールに必要な最低限の数とする。)

8 納入期限

令和7年12月12日(金)

9 その他

- (1) 応札にあたっては本仕様を十分検討し、疑義がある場合は質問受付期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。 契約後における仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。
- (2)納入製品は、同一社製同一製品とすること。
- (3)製品のインストール及び使用の可否について、応札期間中、当局開発調整部開発誘導課において、 試行することができる。
- (4) 株式会社ジャストシステム「JUST PDF 6 Pro」(法人向けライセンス及びインストールメディア) は、本仕様に適合していることを確認済みである。

10 当局 PC 環境

(1) PC① $(\lambda - \pi - : NEC)$

型番:PC-VK545WDGM

型式:PC-VK545WDGMC9MZEUDY

(2) PC2 ($\lambda - \pi - : NEC$)

型番: PC-VKL41XZGA

型式: PC-VKL41XBGHATAZEWDY

(3) PC3 ($\beta - \pi - : Dynabook$)

型番:A6BCHUG8CA25

型式:PT5C5N-2QV00X

11 担当者

開発調整部開発誘導課 井上・齋藤 (電話 06-6208-7897)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 - https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力をびそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の計画調整局企画振興部総務担当(連絡先:06-6208-7811)に報告しなければならない。

(発注者:大阪市 受注者:契約先事業者)

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、 大阪市グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければなら ない。
 - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に おける総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基 準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン 配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車 がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。 ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使 用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965